

## 令和4年上半期 名古屋北労働基準監督署管内の労働災害発生状況

### 死傷者数515人、うち死亡者数は3人

前年同期比8.9%(42件)の増加

(表1)令和4年・3年名古屋北労働基準監督署管内労働災害発生状況(1月~6月)

業種	R04年 発生件数	R03年 発生件数	業種	R04年 発生件数	R03年 発生件数
小計	75	101	土石採取業	0	0
食料品製造業	18	17	建設業	32(2)	42(1)
繊維工業・繊維製品製造業	2	0	道路旅客運送業	8	14
木材木製品・木製家具製造業	2	2	道路貨物運送業	59	56
紙加工品製造業・印刷製本業	17	16	陸上貨物取扱業	11	12
化学生産業	5	4	商業	82	73
窯業・土石製品製造業	1	4	金融・廣告業	16	5
鉄鋼業・非鉄金属製造業	0	3	保健衛生業	114	50
金属製品、金属家具製造業	11	27	接客娯楽業	35	39
一般機械器具製造業	7	7	清掃業	14	8
電気機械器具製造業	5	6	ビルメンテナンス業	13	24
輸送用機械器具製造業	4	4	その他の事業	56(1)	49
その他の製造業	3	11	合計	515(3)	473(1)

( )内は死亡者数で内数である。

名古屋北労働基準監督署管内における令和4年上半期(1月から6月末)の休業4日以上の労働災害発生状況は、死傷者数515人、うち死亡

者は3人となりました。これらの値を昨年同時期と比較すると、休業4日以上の死傷労働災害は、昨年の473人から42人増加し、死亡者数は前年

より2人増加しました。(表1)前年同期と比べ死傷者数が増加している業種を見ると、新型コロナウイルス感染症の影響が継続して

続している保健衛生業で128・0%増(64件)となっていることに加え、商業で12・3%増(9件)、金融広告業で220・0%増(11件)と第13次労働災害防止推進計画における重点業種での労働災害件数の増加に歯止めがかかっていない状態です。

一方、減少している業種を見ると、昨年増加していた建設業で23・8%減(10件)、製造業で25・7%減(26件)、ビルメンテナンス業で45・8%減(11件)となるなど一部の業種では減少しています。本年上半期に発生した死亡災害は、その他の業種(ビルメンテナンス業に近い)で1人、建設業で2人となつており、既に前年の発生件数を上回っています。(表2)死傷災害を事故の型別で見ると、転倒災害が30人と最も多く発生し、全体の25・2%を占めています。次に新型コロナウイルス感染症による疾

患で90人(17.5%)、転落災害で65人  
生した労働災害の半数以

(表2)令和4年名古屋北労働基準監督署管内死亡災害一覧(1月~6月)

業種	発生月	性別	事故の型	労働災害発生状況
その他の業種	2月	男	転落	点検・清掃作業をしていたテラスから隣のテラスへ移動する際、本来館内から窓サッシを開けて入る必要があるが、テラスからテラスへ飛び移ろうとしたため転落した。
建設業	4月	男	倒壊	受け口および追い口を行った木が突然予期せぬ方向に倒れ、枝が被災者の首部に激突した。
建設業	5月	男	飛来	クレーン玉掛用具のスリングベルトの使用方法が不適切だったため、荷揚げ中に荷が落下し、被災者に激突した。

(表3)事故の型別災害発生状況 (件)

事故の型	R04年 発生件数	R03年 発生件数
墜落・転落	65(1)	76
転倒	130	117
激突	42	51
飛来・落下	21(1)	27
倒壊・崩壊	5(1)	9(1)
激突され	24	21
はざまれ・巻き込まれ	42	53
切れ・こすれ	19	19
踏み抜き	1	0
高温・低温の物との接触	9	6
有害物等との接触	0	0
感電	0	1
火災	0	0
交通事故	28	18
動作の反動・無理な動作	34	42
新型コロナウイルス感染症	90	26
その他	5	7
分類不能	0	0
合計	515(3)	473(1)

( )内は死者数で内数である。

上をこの3つの事故の型が占めています。(表3)転倒灾害では骨折等の重篤な災害となる場合も多く、全業種の転倒灾害(130件)のうち5%(80件)が休業見込み1か月以上、そのうち60歳以上の高年齢労働者が被災者であるものが46.3%(37件)となり、今後、高年齢労働者が増加することが見込まれる中、転倒灾害による重篤な災害を予防することが必要です。

一昨年から新型コロナウイルス感染症がまん延し、在宅労働等の新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかる各種対策が行われている状況においても、令和4年上半期の労働災害発生件数は、結果として前年同時期よりも8.9%増加(42件)しました。

計画期間最終年を迎えた第13次労働災害防止推進計画の目標達成に向け、当署においては、愛知労働局が提唱する、労働全衛生管理を生産性や品質の向上等と一体として捉えた「安全経営」の理念の下、引き続き、「危なさと向きあおう」をスローガンとした「論理的な安全衛生管理の定着・推進」を進め、労働災害発生プロセスの理解、リスクアセスメントによる事業場内リスクの把握及びその情報に基づく措置の実施など、組織的、合理的な安全衛生管理が行われるよう働きかけを行つてまいります。